

仕様書（案）

本仕様書は、甲（福島県）が乙（受託者）に委託する下記委託業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1 委託業務の名称

令和8年度「地域資源を活用した県南地域周遊促進事業（サウナヴィレッジしらかわ）」業務

2 目的

しらかわ（県南）地域は、若者の流出や少子化による人口減少に加え、観光客入込数についても、コロナ禍前の水準まで回復していないなど、地域活性化に向けた交流人口・関係人口づくりが急務となっている。そこで、昨今一大ブームとなっており、県南9市町村全てに存在する「サウナ」を活用した周遊促進事業の実施により、しらかわ地域内外から観光客を誘客し交流人口・関係人口の拡大を図る。

また、令和8年4月から6月に開催される「ふくしまデスティネーションキャンペーン（本DC）」と連携して実施することで相乗効果を図る。

3 委託内容

(1) 概要

しらかわ地域のサウナ施設及びサウナ飯^{※1}を提供する事業者や飲食店の利用促進に繋がるPRイベントや情報発信等を実施する。実施にあたっては、「サウナヴィレッジしらかわ」^{※2}のコンセプトや流れを踏襲し、また「サウナ×グルメ」「サウナ×キャンプ」といったサウナと他のコンテンツを掛け合わせたPRを行い、幅広い層へ訴求し、相乗効果を狙うこと。

(※1) サウナ飯・・・サウナ後に食べるご飯（飲み物含む）のこと。

(※2) 右記 URL 参照 ▶<https://sauna.village-shirakawa.com/>

(2) ターゲット

福島県内及び首都圏在住者

（サウナ好きの方に限らず、サウナ初心者や未経験の方も対象とする。）

(3) 業務内容

ア サウナ利用促進に係るPRの実施

(ア) サウナ体験イベント

・しらかわ地域のキャンプ場または参画サウナ施設^{※3}を会場とした、サウナ体験イベントを1回程度開催すること。

(※3) 「サウナヴィレッジしらかわ」に参画するサウナ施設。詳しくは下記 URL 参照のこと。

▶<https://sauna.village-shirakawa.com/institution>

・会場は、県南9市町村の施設から選定すること。

・目標参加人数は70名程度とすること。

- ・会場コンテンツについては、ユーザー満足度を向上させる施策を講じること。
- ・イベント会場内には、観光 PR ブース等も用意すること。（同ブースの出展内容は甲が決定するものとする）
- ・開催にあたっては、県内外に広く周知し参加者を募ること。
- ・イベント参加者からは必要に応じて参加費を徴収し、事業費に充てること。

(イ) キャンペーンイベントの実施

- ・参画サウナ施設やサウナ飯の提供店舗の周遊を促すキャンペーンイベントを2回程度実施すること。
- ・参加者に対し、抽選で賞品（サウナグッズ等）を提供すること。なお、当該賞品調達経費及び後述のウ（ウ）オリジナルグッズ制作経費は合計40万円（消費税込）を上限とし、乙が負担すること。
- ・当該キャンペーンイベントの実施時期は、春と秋に各1回程度とすること。
- ・春季分については、甲が先行して実施するため、契約締結後、速やかに引き継ぎし、業務を遂行すること。
- ・秋季分については、乙が一切の業務を行うこと。
- ・実施にあたっては、県内外に広く周知し参加を促すこと。

(ウ) 栃木県内でのPR・物産イベントの実施

- ・栃木県の施設を会場として、サウナヴィレッジしらかわに関するイベントや後述エ等のPRに加え、しらかわ地域の食・観光の魅力を発信するイベントを1回程度開催すること。

(エ) タレント・インフルエンサー等を活用したコンテンツ造成

- ・白河地域のサウナ施設及びサウナ飯のPR動画を制作・発信すること。

イ オリジナルサウナ飯の販売促進に係るPR

(ア) 販売促進に係るPR

- ・オリジナルサウナ飯及び提供店舗の認知拡大を目的とした広報ツール（のぼり、POP等）を制作するとともに、Web広告やテレビ等のメディアを活用した広報活動を実施すること。

(イ) 販売店舗の拡充

- ・参画サウナ飯提供店舗^{※4}に対し、オリジナルサウナ飯の導入を広く働きかけ、新規提供店舗の開拓及び拡大を図ること。

（※4）「サウナヴィレッジしらかわ」に参画しサウナ飯を提供する事業者や飲食店。詳しくは下記URL参照。

▶<https://sauna.village-shirakawa.com/saunameshi>

ウ 国内観光客向け動態調査

- ・GPSの位置情報等を活用し、しらかわ地域に来訪する観光客の動態調査・分析を行うこと。

- ・リアルタイムの調査結果と合わせて、過去データとの比較・分析も行うこと。
- ・隣接地域との観光連携の可能性も探れるような調査を行うこと。
- ・調査期間は令和8年6月～令和9年3月とすること。
- ・アカウントは計10アカウントとし、うち1アカウントを親、9つを子アカウントとすること。
- ・スポット数は100スポット程度とすること。

エ 体験コンテンツのPR

- ・令和7年度に甲が造成した地域資源を活用した体験コンテンツを、上記ウを参考にし、効果的なPRを実施すること。

オ 環境整備

(ア) 特設サイトの管理・運営

- ・既設の特設サイト「サウナヴィレッジしらかわ」(<https://sauna.village-shirakawa.com/>)を管理運営すること。なお、特設サイトの掲載内容の追加・修正及びサーバーの管理については、令和9年3月23日(火)まで実施すること。
- ・サウナヴィレッジしらかわのロゴマークについては、デザインを変えずに継続使用すること。(ロゴマークは特設サイト参照)
- ・しらかわ地域にて製造されているサウナ関連製品の情報を追加するなど、特設サイトの内容充実や利便性向上を図ること。

(イ) 広報ツールの増刷

- ・必要に応じて、広報ツール(チラシ・ポスター・のぼり等)の更新及び増刷を行うこと。
- ・広報ツールには、サウナヴィレッジしらかわのロゴマークを付与すること。

(ウ) オリジナルグッズの制作

- ・サウナヴィレッジしらかわオリジナルグッズを制作し、イベント等でノベルティとして配付すること。
(グッズ例：ロゴマークを入れたサウナタオル)

*サウナ施設及びサウナ飯の紹介・PRにあたっては、公衆浴場法、食品表示法、健康増進法、景品表示法等関係法令に抵触しないよう注意すること。

カ 事務局体制の整備

サウナ施設及びサウナ飯を提供する事業者や飲食店との連絡調整、各種イベントに係る問合せ対応等、本事業が滞りなく実施できる事務局体制を整えること。

キ 事業成果の把握・とりまとめ

サウナ施設及びサウナ飯を提供する事業者や飲食店等に対しアンケート又は聞き取りを行い、事業の成果や課題を取りまとめること。

ク 実績報告書の作成

イベント等の実績や特設サイトの閲覧数等をまとめた報告書を作成し、提出すること。

4 仕様変更等

(1) 追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として乙の負担とする。

(2) 仕様変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、承認を得ること。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲と乙が協議して定める。

5 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。